

陸 災 技 発 第 4 号
令 和 6 年 7 月 1 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部事務局長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技術管理部長

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

標記については、令和6年7月1日付け陸貨災防発第157号により当協会会長から各支部長あて通知したところです。

同通知に基づく当協会における具体的対応等については下記のとおりとしますので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 基本的対応について

対地電圧が50ボルトを超える低圧（直流750ボルト以下、交流600ボルト以下）の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に労働者を就かせる場合には、従前から、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第36条第4号の2における特別教育を実施することが義務付けられています。

今回の改正により蓄電池の電圧の上限が撤廃され、対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務は全て特別教育の対象となりました。

バッテリーフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械も「自動車」の範囲に含まれることから、これらの車両の整備業務を自ら実施する会員事業場に対して、改正内容の周知をお願いします。

2 具体的対応について

(1) 陸運業における主な対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械が含まれること。

(2) バッテリー式のフォークリフトにおける留意事項

バッテリー式のフォークリフト（以下「バッテリーフォーク」という。）を所有する会員事業場が、定期自主検査（資格を有する労働者による特定自主検査を含む。）を実施した結果、当該バッテリーフォークに異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日付け労働省告示第92号）第6条の2に基づく特別教育を修了している者に当該バッテリーフォークの整備の業務を行わせること。

(3) バッテリーフォーク以外の車両系荷役運搬機械における留意事項

バッテリーフォーク以外の対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する車両系荷役運搬機械を所有する会員事業場が、自社の労働者による当該機械の定期自主検査を実施した結果、当該機械に異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合も、上記（2）と同様であること。

(4) 特別教育について

当協会としては、電気自動車等の整備の業務に係る特別教育を実施する予定はないこと。

担 当	技術管理部技術課
	課長 井上 健 主査 早坂 稔男

陸貨災防発第157号

令和6年7月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
(公印省略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等の改正について

標記について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第95号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第213号)が令和6年6月3日に公布され、令和6年6月12日付け基発0612第23号により厚生労働省労働基準局長から別添のとおり当職あて、通知がありました。

つきましては、本通知の内容について、貴支部傘下会員事業場あて周知いただきますようお願いいたします。

なお、労働安全衛生規則の一部改正等に係る当協会の具体的対応等については、別途通知いたします。

基発 0612 第 23 号
令和 6 年 6 月 12 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとしており、その施行又は適用につき別添のとおり都道府県労働局長あて通知しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知にご協力を賜りますよう御願い申し上げます。

基発 0612 第 22 号

令和 6 年 6 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等の改正について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところであるが、その趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正省令及び改正告示の趣旨

今回の改正は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 36 条第 4 号の 2 及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号。以下「規程」という。）第 6 条の 2 に基づく「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」について、昨今の電気自動車等（ハイブリッド車を含む駆動用の高電圧の蓄電池を搭載する自動車をいう。以下同じ。）を巡る状況を踏まえ、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」報告書（令和 6 年 3 月 25 日公表）に基づき、当該特別教育の対象となる電気自動車等が内蔵する蓄電池の電圧に係る省令上の規定の改正を行い、またこれに伴う特別教育の内容の適正化等を図ることとしたものである。

2 改正の要点

(1) 労働安全衛生規則の一部改正

安衛則 36 条第 4 号の 2 において特別教育が必要とされている業務について、低電圧の蓄電池を内蔵する自動車のみが対象となっていたところ、当該蓄電池の電圧に係る上限を廃止したこと。

(2) 安全衛生特別教育規程の一部改正

規程第6条の2第2項において規定する学科教育の科目及び範囲について、次のとおり改めたこと。

- ア 学科教育の科目のうち、「低圧の電気に関する基礎知識」、「低圧の電気装置に関する基礎知識」及び「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」を、それぞれ「電気に関する基礎知識」、「電気装置に関する基礎知識」及び「安全作業用具に関する基礎知識」に改めたこと。
- イ 学科教育の科目のうち、「電気に関する基礎知識」の教育範囲である「低圧の電気の危険性」を、「電気の危険性」に改めたこと。
- ウ 学科教育の科目のうち、「安全作業用具に関する基礎知識」の教育範囲に、「絶縁用防具」も含めたこと。
- エ 学科教育の科目のうち、「自動車の整備作業の方法」の教育範囲である「サービプラグの取扱いの方法」を「停電の方法」に改めたこと。

3 細部事項

- (1) 学科教育の科目「電気に関する基礎知識」の教育範囲「電気の危険性」については、労働者が高圧の蓄電池を内蔵する電気自動車等の整備を行うにあたり、適切な手順を踏まない場合に生じうる危険についての知識を持たせるため、低圧の電気の危険性に加えて高圧の電気の危険性に係る内容も含むものとする。あわせて「電気絶縁」について、保護具等に使用される絶縁材料について、一般に高圧領域においては絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質についても含まれる必要があること。
- (2) 学科教育の科目「安全作業用具に関する基礎知識」の教育範囲「絶縁用保護具、絶縁用防具、絶縁工具及び絶縁テープ」のうち「絶縁用保護具」の内容については、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。また、今回の改正により追加された「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。
- (3) 学科教育の科目「自動車の整備作業の方法」の教育範囲「停電の方法」の内容については、高電圧の充電電路の停電のための操作として、電気自動車等の種類に応じてサービプラグの操作以外の方法もあること及び適切な手順により停電させるべきことが含まれること。

4 経過措置等

- (1) 改正省令の施行日以後に、次に掲げる労働者を引き続き対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に就かせる場合

には、改正告示による改正後の特別教育を実施することを要しないこと。

ア 改正省令の施行日前に、改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」という。）第6条の2に規定する特別教育を実施した労働者

イ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第33号）附則第2条により、旧規程第6条の2に規定する特別教育を実施することを要しないこととされている労働者

ウ 労働安全衛生規則第37条の規定に基づき、旧規程第6条の2に規定する特別教育の科目の全部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者

(2) 改正省令の施行日以後に、(1) アからウまでに該当する労働者を対地電圧が50ボルトを超える高圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に就かせる場合には、改正告示によって教育範囲に追加される事項について、追加的に教育が実施されている必要があること。

もとより、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると事業者が認める労働者については、労働安全衛生規則第37条の規定に基づき、当該科目についての特別教育を省略することができること。

5 関係通達の一部改正

本改正を踏まえた特別教育が引き続き適切に実施されるよう、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和元年8月8日付け基発0808第1号）の一部を別紙1のとおり改正する。なお改正後の当該通達は別紙2のとおりである。

6 添付資料

参考資料 官報公示文

(別紙1) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>基発0808第1号 令和元年8月8日 <u>一部改正</u> 基発0612第22号 令和6年6月12日</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第33号。以下「<u>令和元年改正省令</u>」)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第83号。以下「<u>令和元年改正告示</u>」)が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用されたところである。また、<u>労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第95号。以下「令和6年改正省令」という。)</u>及び<u>安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和6年改正省令)</u>が令和6年6月3日にそれぞれ公布又は告示され、令和6年10月1日から施行又は適用することとされたところである。</p> <p><u>これらの改正省令及び改正告示の趣旨及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。</u></p> <p>1 趣旨</p> <p>近年普及が進む対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵す</p>	<p>基発0808第1号 令和元年8月8日</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第33号。以下「改正省令」という。)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第83号。以下「改正告示」という。)が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用することとされたところである。</p> <p>改正省令及び改正告示の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。</p> <p>1 趣旨・目的</p> <p>対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車</p>

る自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務に労働者を就かせる際に、電気等による労働災害を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を規定するものである。

（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者の電気による危険を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第4号で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を実施することが義務付けられている。また、当該特別教育は、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第6条に定められた科目（範囲）及び時間により実施されている。

一方で、電気自動車等には低圧の電気取扱業務において一般に取り扱われる配電設備又は変電設備が搭載されていないこと並びに電気自動車等の整備の業務を行うに当たっては電気自動車等に特有の構造及び整備方法について習得している必要があることから、厚生労働省では、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書（平成31年4月26日公表。以下「報告書」という。）をとりまとめた。今般、報告書に基づき、電気自動車等の整備業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育として、電気自動車等の整備業務を低圧の電気取扱業務から分離して新たに規定するものである。

(削除)

2 改正の要点

(1) 改正省令関係

特別教育の対象業務として、電気自動車等の整備業務を規

定すること。

また、従来から特別教育の対象業務とされている低圧の電気取扱業務の範囲から、電気自動車等の整備業務を除くこと

(2) 改正告示関係

電気自動車等の整備業務に係る特別教育の実施について必要な事項として、学科教育及び実技教育の科目、範囲及び時間を規定したこと。

3 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「低圧の電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスマニピュレーション）が含まれる。
(新設)

イ 「低圧の電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれる。

2 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスマニピュレーション）が含まれること。

イ 「電気装置に関する基礎知識」の「電気絶縁」には、絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質が含まれること。

立 「電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれること。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれること。また、絶縁用保護具については、必要な知識として、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。

おって、「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれること。

オ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれること。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電回路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれること。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれること。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電の方法」には、サービスマシンの取扱いの方法（サービスマシンの取外し、取付け、管理）のほか、車体の構造に応じたサービスマシンの取外し以外による高電圧の充電回路の停電のための操作が含まれること。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電回路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれること。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、停電のための操作等が含まれること。

(4) 科目の省略等

立 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれる。

エ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれる。

オ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれる。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電回路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれる。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれる。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「サービスマシンの取扱いの方法」には、サービスマシンの取外し、取付け、管理が含まれる。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電回路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれる。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、サービスマシンの取外し、取付け、管理が含まれる。

(4) 科目の省略

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができること。特に、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- ① 一級大型自動車整備士
- ② 一級小型自動車整備士
- ③ 一級二輪自動車整備士
- ④ 二級ガンリン自動車整備士
- ⑤ 二級ジーゼル自動車整備士
- ⑥ 二級自動車シャシ整備士
- ⑦ 二級二輪自動車整備士
- ⑧ 三級自動車シャシ整備士
- ⑨ 三級自動車ガンリン・エンジン整備士
- ⑩ 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- ⑪ 三級二輪自動車整備士

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（以下「新規程」という。）第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることから、同条の規定に基づき次のとおり特別教育を省略することができること。

ア 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるもの（以下、「電気の基礎知識を有する自動車整備士」という。）は、学科教育の科目のうち「低圧の電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- 1 一級大型自動車整備士
- 2 一級小型自動車整備士
- 3 一級二輪自動車整備士
- 4 二級ガンリン自動車整備士
- 5 二級ジーゼル自動車整備士
- 6 二級自動車シャシ整備士
- 7 二級二輪自動車整備士
- 8 三級自動車シャシ整備士
- 9 三級自動車ガンリン・エンジン整備士
- 10 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- 11 三級二輪自動車整備士

⑫ 自動車電気装置整備士

(5) (略)

3. 経過措置等

(1) 令和6年改正告示の施行日前に、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育（安全衛生特別教育規程第5条及び第6条並びに令和6年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条の2の規定による特別教育等）を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。

(2) 令和元年改正告示の施行日前に、令和元年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条に規定する特別教育を受講した者については、令和元年改正省令附則第2条に基づき、令和元年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこととしていたこと。

(削除)

12 自動車電気装置整備士

(5) (略)

4. 経過措置等

(1) 施行日より前に、新規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。

(2) 施行日より前に、改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」という。）第6条に規定する特別教育を受講した者については、改正省令附則第2条に基づき、新規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこと。

(3) 3(4)アのとおり、電気の基礎知識を有する自動車整備士は、「低圧の電気に関する基礎知識」を有していると認められることから、旧規程第6条に規定する特別教育についても、安衛則第37条の規定に基づき当該科目を省略することができるものとして差し支えないこと。

即ち、事業者が必要な知識及び技能を有していると認める者については、安衛則第37条の規定に基づき、特別教育の科目の全部または一部の省略が可能であるが、個別の労働者の知識及び技能を確認のうえ、判断すること。

(別紙2)

基発 0808 第 1 号
令和元年 8 月 8 日
一部改正 基発 0612 第 22 号
令和 6 年 6 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 33 号。以下「令和元年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 83 号。以下「令和元年改正告示」という。）が、令和元年 8 月 8 日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年 10 月 1 日から施行又は適用されたところである。また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号。以下「令和 6 年改正告示」という。）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところである。

これらの改正省令及び改正告示の趣旨及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

近年普及が進む対地電圧が 50 ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務に労働者を就かせる際に、電気による労働災害を防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項の規定に基づく当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を規定するものである。

2 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が 50 ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12 ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグ等を含む。）が含まれること。

イ 「電気装置に関する基礎知識」の「電気絶縁」には、絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質が含まれること。

ウ 「電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれること。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれること。また、絶縁用保護具については、必要な知識として、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。

おって、「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。

オ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれること。

カ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれること。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれること。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれること。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電の方法」には、サービスプラグの取扱いの方法（サービスプラグの取外し、取付け、管理）のほか、車体の構造に応じたサービスプラグの取外し以外による高電圧の充電電路の停電のための操作が含まれること。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれること。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、停電のための操作等が含まれること。

(4) 科目の省略等

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができること。特に、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- ① 一級大型自動車整備士
- ② 一級小型自動車整備士
- ③ 一級二輪自動車整備士
- ④ 二級ガソリン自動車整備士
- ⑤ 二級ジーゼル自動車整備士
- ⑥ 二級自動車シャシ整備士
- ⑦ 二級二輪自動車整備士
- ⑧ 三級自動車シャシ整備士
- ⑨ 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- ⑩ 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- ⑪ 三級二輪自動車整備士
- ⑫ 自動車電気装置整備士

(5) 特別教育の講師

特別教育の講師についての資格要件は定めていないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければならないこと。

3 経過措置等

(1) 令和6年改正告示の施行日前に、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育（安全衛生特別教育規程第5条及び第6条並びに令和6年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条の2の規定による特別教育等）を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。

(2) 令和元年改正告示の施行日前に、令和元年改正告示による改正前の安

全衛生特別教育規程第6条に規定する特別教育を受講した者については、令和元年改正省令附則第2条に基づき、令和元年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこととしていたこと。

○厚生労働省令第九十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務</p> <p>五～四十一 （略）</p>	<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>四の二 対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務</p> <p>五～四十一 （略）</p>

附 則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百十三号
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。ただし、事業者は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第九十五号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第四号の二に掲げる業務に、この告示による改正前の安全衛生特別教育規程第六条の二の規定による特別教育を受けた者を就かせるときは、この告示による改正後の安全衛生特別教育規程第六条の二の規定にかかわらず、同条の規定による特別教育を行うことを要しない。
 令和六年六月三日
 厚生労働大臣 武見 敬三
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後

（電気自動車等の整備の業務に係る特別教育）
 第六条の二（略）

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	(略)
電気装置に関する基礎知識	(略)	(略)

改 正 前

（電気自動車等の整備の業務に係る特別教育）
 第六条の二（略）

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	(略)
低圧の電気装置に関する基礎知識	(略)	(略)

3		
(略)	自動車の整備作業の方法	安全作業用具に関する基礎知識
(略)	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電の方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	絶縁用保護具、絶縁用防具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理
(略)	(略)	(略)

3		
(略)	自動車の整備作業の方法	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
(略)	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 サージスプラグの取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理
(略)	(略)	(略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(案) の概要

厚生労働省安全衛生部

安全課

電気自動車等の整備業務に係る特別教育について (1)

1 現状

- 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 第59条第3項では、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければならないこととされている。
- 同項に基づき、業務として、高圧及び低圧の電気取扱業務を定めている。
- 近年普及が進んでいる電気自動車やハイブリッド自動車など (以下「電気自動車等」という。) (は、対地電圧が50ボルトを超え、大型の蓄電池を内蔵しており、その整備業務は、低圧電気取扱業務に当たり、事業者は、電気自動車等の整備を行うことが義務づけられている。
- 当該特別教育は、安全衛生特別教育規程 (昭和47年労働省告示第922号。以下「特別教育規程」という。) 第6条に定められた科目 (範囲) と時間により実施される。

2 課題

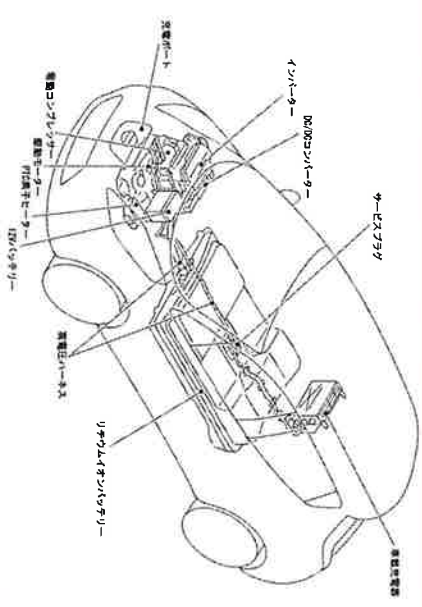
- 一般の低圧電気取扱業務において取り扱う配電設備や変電設備そのものは、電気自動車等には搭載されておらず、電気自動車等の整備業務において必要のない知識が現行の教育内容に含まれていること。
- インバーター、コンバーター、サービストラック等の電気自動車等に特有の構造等に伴う危険・有害性は、電気自動車等の整備業務に必要な知識であり、確実に理解させることが重要であること。
⇒電気自動車等の整備業務に伴う労働災害防止のため、必要かつ十分な教育を行うことが重要

3 電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会

参加者

池田 博康 (座長)	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 電気安全研究グループ部長
市川 紀充	工学院大学工学部電気電子工学科准教授
紙屋 雄史	早稲田大学理工学術院環境・エネルギー研究科教授
高橋 徹	(一社)日本自動車整備振興会連合会教育・技術部長
富田 一	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター
羽石 健	(一社)日本自動車工業会 サービス部会委員
人見 義明	(一財)日本自動車研究所 電動モビリティ研究部主管
オグザバーン	
田路 龍吾	国土交通省自動車局整備課整備事業指導官

(敬称略)



(電気自動車の高電圧系部品と配線の例)

開催実績等

- 平成31年1月から3月まで3回開催
- 平成31年4月26日 報告書公表

電気自動車等の整備業務に係る特別教育について（2）

4 改正の内容

- （別第36条の改正）特別教育の対象となる電気取扱業務の範囲を見直し、電気自動車等の整備業務を独立させる。

■ 高圧^{*1}又は特別高圧^{*2}の充電電路とその支持物の敷設、点検、修理、操作の業務

■ 低圧^{*3}の充電電路^{*4}の敷設・修理の業務
電気自動車等の整備業務を含む

■ 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務



■ 高圧^{*1}又は特別高圧^{*2}の充電電路とその支持物の敷設、点検、修理、操作の業務

■ 低圧^{*3}の充電電路^{*4}の敷設・修理の業務
電気自動車等の整備業務を除く

■ 電気自動車等^{*5}の整備業務

独立

*1：直流では750Vを、交流では600Vを超え、7000V以下である電圧をいう。
 *2：7000Vを超える電圧をいう。
 *3：直流では750V以下、交流では600V以下である電圧をいう。
 *4：対地電圧が50V以下であるものを除く。

*5：対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車とする。

- （特別教育規程の改正）電気自動車等の整備業務に係る特別教育の科目・範囲・時間を規定する。（告示事項：参考）

表1 低圧電気取扱業務に係る特別教育（現行）

学科教育	科目	範囲				時間
		低圧の電気の危険性	短絡	漏電		
学科教育	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性	短絡	漏電	1時間～	
	低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備	配線	電気	2時間～	
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 検電器	その他の安全作業用具	活線	1時間～	
実技	関係法令	労働安全衛生法中の関係条項				1時間～
		低圧の活線作業及び活線近接作業の方法				7時間 ^{*6} ～

*6：開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間

表2 電気自動車等の整備業務に係る特別教育（案）

学科教育	科目	範囲				時間
		低圧の電気の危険性	短絡	漏電		
学科教育	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性	短絡	漏電	1時間～	
	低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車等の仕組みと種類	配線	コ	2.5時間～	
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	駆動用蓄電池及び充電器	駆動用	原動機及び発電機	電気使用機器	
実技	関係法令	労働安全衛生法中の関係条項				1時間～
		電気自動車等の整備作業の方法				1時間～

5 施行期日等

公布日：令和元年8月上旬（予定）
 施行期日：同年10月1日